平成２１年（フ）第２１６６号
札幌市白石区中央１条７丁目５番24号
債務者　富樫友美子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６９号
札幌市白石区北郷３条５丁目11番25号　長田ビル201号
債務者　橋本　一義
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７０号
札幌市白石区北郷３条５丁目11番25号　長田ビル201号
債務者　橋本美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３６号
札幌市西区西野６条７丁目３番38号　真栄コーポ１号
債務者　森　　房子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４３号
札幌市北区百合が原10丁目３番８―305号
債務者　坂東　雅美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２５５号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目５番17号　ウエストコーポ101号
債務者　水田由貴子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０２号
北海道江別市大麻宮町４番地　15号棟103号
債務者　中村美智子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０５号
北海道石狩郡新篠津村第46線北14番地
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１０号
北海道江別市大麻東町３番地の５
債務者　加茂　敏亮
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１９号
札幌市清田区北野３条２丁目９番９号
債務者　佐藤　輝彦
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２０号
札幌市清田区北野３条２丁目９番９号
債務者　佐藤　幸江（旧姓経田・下重）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２５号
札幌市西区山の手７条６丁目１番３号　東武アネックス102号
債務者　築舘　恵子（旧姓七戸）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２８号
北海道石狩郡当別町太美南1503番地59
債務者　岡田あけみ（旧姓戸梶）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３４０号
札幌市西区二十四軒４条４丁目９番18―106号
債務者　田畑　中也
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５６号
北海道北広島市輝美町４番地２　A18―17
債務者　村上ことみ
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９号
岩手県北上市上野町２丁目11番８号
債務者　斉藤エリカ
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第９０号
岩手県北上市村崎野13地割142番地38　コヨハイツ101号
債務者　松葉枝美子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部